

令和 4 年度

離島・S S 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業

環境対応型石油製品販売業支援事業

地下埋設タンク・配管二次検査補助事業

申請者用手引書

令和 4 年 5 月

全国石油商業組合連合会

目次

I . 概要	
1 . 事業概要	2
2 . 申請者資格	2
3 . 補助対象設備	2
4 . 補助対象要件	2
5 . 申請の簡素化ができる特例申請要件	3
6 . 補助金の申請から交付までの流れ	4
II . 補助対象経費及び基準単価	
1 . 補助対象経費	5
2 . 基準単価	5
3 . 補助金の額	6
III . 二次検査の流れ	6
IV . 検査方法と留意事項	7
V . 請負検査事業者の要件	8
VI . 交付申請書について	
1 . 特例申請	8
2 . 通常申請	9
VII . 実績報告書について	
1 . 実績報告書の提出について	1 1
2 . 実績報告書の添付書類	1 1
VIII . 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと	1 2
IX . 補助金の入金	1 2
X . その他の注意事項	1 2
* 申請窓口・問合せ先一覧	1 3

I . 概要

1 . 事業概要

地下埋設タンク・配管二次検査とは①危険物の規制に関する規則に定める地下タンク等の漏れの点検を実施し、②タンクと配管を気相部微加圧検査などで一括して行い、異常が認められた場合に、③地下埋設タンクに異常があるのか、配管に異常があるのか不明なので、④異常箇所を特定するために、点検マンホールにあるタンクと配管の継ぎ手部分を分離してタンク・配管を個別に検査することです。

地下埋設タンク・配管二次検査補助事業は、その検査にかかる費用の一部を補助する制度です。補助金の額は、補助の対象経費について、**100万円**を上限とし、その3分の1（**最大333, 333円**）までを交付します。

2 . 申請者資格

本事業の申請者資格は、品質確保法第3条に基づき経済産業大臣の登録を受けている揮発油販売業者であって、申請給油所を運営し、申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当していない中小企業者です。

ただし、運営している給油所数が、品確法の登録上70給油所以下であること。

* 「中小企業者」とは

小売業にあっては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人をいう。

卸売業にあっては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人をいう。

ただし、以下のいずれにも該当しないこと。

①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。

②補助金の交付の申請時において、直近過去3か年分の課税所得額の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

3 . 補助対象設備

品質確保法第3条に基づく登録を受けている給油所で、①統計学による漏えい監視システムを導入していない一重殻専用タンク、②二重殻専用タンク（統計学による漏えい監視システムを導入している場合、外殻のみ）、③廃油タンク、④地下埋設配管及び通気管に限ります。

4 . 補助対象要件

補助対象要件は、以下の通りです。

1) 危険物の規制に関する規則に定める地下タンク等の漏れの点検で、タンクと配管を気相部微加圧検査などで一括して行い、異常が認められた場合に、地下埋設タン

クに異常があるのか、配管に異常があるのか不明なので、異常箇所を特定するために、点検マンホールにあるタンクと配管の継ぎ手部分を分離してタンク・配管を個別に実施する検査であること。

- 2) 点検マンホールが無く、地下埋設タンクと配管の継ぎ手を分離して検査できない場合は、土間を剥がしてタンクと配管の切り離し工事をした上で、タンク・配管を個別に実施する検査であること。
- 3) 一重殻地下埋設タンクの漏れの点検方法は、危険物の規制に関する技術の基準の細目を定める告示第71条第1項第1号又は第3号から第5号までに定める方法によること。
- 4) 二重殻地下埋設タンクの外殻の漏れの点検方法は、危険物の規制に関する技術の基準の細目を定める告示第71条第2項各号に定める方法によること。
- 5) 地下埋設配管の漏れの点検方法は、危険物の規制に関する技術の基準の細目を定める告示第71条の2第1項第1号又は第3号から第5号までに定める方法によること。

5. 申請の簡素化ができる特例申請要件

さらに、次の条件を全て満たす場合は申請を簡素化することができます。

- 1) 土壌汚染検知検査補助事業の交付決定を受けていること。
- 2) 土壌汚染検知検査補助事業の検査実施日を含めて10日以内に、地下埋設タンク・配管二次検査補助事業事前申込を行い、本会からの「事前申込受理書」を受理した日以降に地下埋設タンク・配管二次検査を実施すること。
- 3) 本会からの「事前申込受理書」を受理した日を含めて10日以内に申請書類を本会に提出すること。
- 4) 土壌汚染検知検査補助事業と同じ検査事業者が地下埋設タンク・配管二次検査補助事業を実施すること。

6. 補助金の申請から交付までの流れ

特例申請

補助事業事前申込書

土壤汚染検査補助事業の検査日を含めて 10 日以内に FAX しなければなりません。

申請者→石油組合 (FAX・組合員のみ)

↓
全石連 (FAX)

事前申込受理書

全石連→申請者 (FAX)

↓
石油組合 (FAX・組合員のみ)

「事前申込受理書」を受理後検査することができます。
また受理日を含めて 10 日以内に申請書を全石連へ提出しなければなりません。↓

補助金交付申請書

(申請者→(石油組合)→全石連)

※組合員は石油組合経由で提出する

↓

交付決定通知書

全石連→申請者

↓
石油組合 (写・組合員のみ)

↓

検査終了

↓

実績報告書

(申請者→(石油組合)→全石連)

※組合員は石油組合経由で提出する

↓

補助金額確定通知書

全石連→申請者

↓
組合員については写を石油
組合へ送付する

↓

支払請求書

(申請者→(石油組合)→全石連)

※組合員は石油組合経由で提出する

↓

補助金交付

(全石連→申請者)

通常申請

補助金交付申請書

(申請者→(石油組合)→全石連)

※組合員は石油組合経由で提出する

↓

交付決定通知書

全石連→申請者

↓
組合員については写を石油
組合へ送付する

↓

交付決定通知日以降で検査実施

※交付決定日前に検査を実施した場合
補助金交付の対象となりません

↓

検査終了

↓

実績報告書

(申請者→(石油組合)→全石連)

※組合員は石油組合経由で提出する

↓

補助金額確定通知書

全石連→申請者

↓
組合員については写を石油
組合へ送付する

↓

支払請求書

(申請者→(石油組合)→全石連)

※組合員は石油組合経由で提出する

↓

補助金交付

(全石連→申請者)

II. 補助対象経費及び基準単価

1. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は次のとおりです。

- 1) 点検マンホール内の継ぎ手（フランジ）分離作業費
 - 2) 通気管・注油管・吸引管の個別検査費
 - 3) 地下タンクの個別検査費
 - 4) 地下タンクガス加圧検査の場合は石油製品抜取り、保管及び再注油費
 - 5) 土間はつり工事費
 - 6) 土間復旧費
 - 7) 地下タンクと配管の切り離し工事費
 - 8) 消防申請（納付金に限る）
 - 9) 検査結果報告書作成費
- } **※この工事は、点検マンホールが無い場合に実施する工事です。**

2. 基準単価

基準単価とは、検査方法ごとに定めた補助対象経費の上限となる単価です。

基準単価一覧

配管分離作業	継ぎ手分離作業	28,000円／箇所
配管個別検査	通気管、注油管、吸引管の個別検査	29,000円／系統
タンク個別検査	ガス加圧検査	(4KL 以上) 油抜取・再注油費・石油製品保管費等··· 150,000円／室
		検査費·····65,000円／室
	ガス加圧検査（廃油）	(4KL 未満) 油抜取・再注油費・石油製品保管費等··· 130,000円／室
		検査費·····65,000円／室
	気相部＋液相部検査	55,000円／室
	気相部のみ（微加圧）	33,000円／室
	気相部（微加圧）+高精度油面計	33,000円／室
点検マンホール が無い場合に実 施する工事	土間はつり	131,000円／本
	土間復旧工事	72,000円／本
	タンクと配管の切り離し工事	43,000円／箇所
消防申請納付金		実費
報告書作成費		10,000円／一式

3. 補助金の額

交付する補助金の額は、見積書の中で補助対象経費に該当する費用の合計と基準単価により算出した費用の合計のいずれか低い額（**上限100万円**）の3分の1で、**最大333,333円**となります。（円未満切捨て）
なお「人件費」、「諸経費」、「本社経費」、「交通費」などは対象外経費です。

III. 二次検査の流れ

1. 【その1 点検マンホール有り】

- 1) 危険物の規制に関する規則に定める地下タンク等の漏れの点検で、タンクと配管を気相部微加圧検査などで一括して行い、異常が認められた
- 2) 補助金申請（或いは事前申込）の提出
- 3) 補助金交付決定通知（或いは）事前申請受理
- 4) 検査の開始

《検査工程》

- 5) 点検マンホール内のタンクと配管の継ぎ手部分の分離作業
- 6) タンク側及び配管側の封止め作業
- 7) 配管（通気管・注油管・吸引管）の個別検査（「ガス加圧検査」或いは「微加圧検査」）
- 8) タンクの個別検査（「加圧検査」或いは「気相部・液相部検査」）

この時の検査データと地下タンク等定期点検実施結果報告書が実績報告時に必要となる。

→異常箇所の特定完了

2. 【その2一重殻地下タンクで通気管がねじ込み式の上、点検マンホール無し】

- 1) 危険物の規制に関する規則に定める地下タンク等の漏れの点検で、タンクと配管を気相部微加圧検査などで一括して行い、異常が認められた
- 2) 補助金申請（或いは事前申込）の提出
- 3) 補助金交付決定通知（或いは）事前申請受理
- 4) 工事の開始

《工事工程》

- 5) 消防への危険物取扱所変更許可申請・仮使用承認申請
- 6) 変更許可・仮使用承認
- 7) 仮囲い
- 8) 土間ハツリ工事（コンクリートカッター）
- 9) 配管が露出したところで配管の切り離し
- 10) タンク側及び配管側の封止め作業
- 11) 配管（通気管・注油管・吸引管）の個別検査（「ガス加圧検査」或いは「微加圧検査」）
- 12) タンクの個別検査（「加圧検査」或いは「気相部・液相部検査」）

この時の検査データと地下タンク等定期点検実施結果報告書が実績報告時に必要となる。

→異常箇所の判明

1 3) 異常箇所の修理

* 修理に係る消防へ変更許可申請等

* 配管等の補修工事

* 修理後の配管等の検査

対象外工事

→ 異常箇所の補修見積書は別にする

1 4) マンホール取付工事 →

対象外工事

1 5) 土間復旧工事

1 6) 完成検査申請（納付金）

1 7) 完成検査済証の交付

1 8) 工事完了

IV. 検査方法と留意事項

1) 一重殻タンク

①ガス加圧検査

A ガス加圧検査は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第1号及び第71条の2第1項第1号に規定する方法で行う。

②微加圧法または微減圧法と液相部検査法を組み合わせた検査

A 微加圧検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第3号及び第71条の2第1項第3号に規定する方法で行う。

B 微減圧検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第4号及び第71条の2第1項第4号に規定する方法で行う。

C 液相部検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定する方法であって一般財団法人全国危険物安全協会の性能評価を受けた方法で行う。

③気相部と液相部を一括で行う検査

A 検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定する方法であって一般財団法人全国危険物安全協会の性能評価を受けた方法で行う。

2) 配管

配管の検査は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の2第1項第1号または第3号から第5号までに定める方法で行う。

V. 請負検査事業者の要件

当該補助事業の請負事業者の資格は、次の①～④の通りです。

①一般財団法人全国危険物安全協会の地下タンク等定期点検認定事業者

②甲種又は乙種第4類危険物取扱免許取得者

③以下に該当しないこと

本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者（社）で、その執行を終えた日から2年を経過しない者（社）

④「高精度油面計を利用した漏れの点検に関する技能、知識を有した者」であること

VI. 交付申請書について

地下埋設タンク・配管二次検査補助事業の申請は、「特例申請」と「通常申請」があり、申請方法が異なりますので、ご注意ください。

また、どちらの申請も申請締め切り日は当該年度の12月最終営業日（※）です。この日までに全石連へ申請書類が不備なく届いていることが条件ですので、余裕を持って申請してください。

※申請受付順で順次手続きを進めますので、本補助金の交付を御希望の方は早めに申請ください。申請額が予算残額を超過した場合は、上記申請締切日に関わらず、予算残額を超過した日をもって申請受付を終了します。その場合、予算残額を超過した日に本会及び石油組合で受け付けた申請については、抽選により交付決定を行います。抽選の結果、補助金を受けられない場合がありますので予めご了承ください。

1. 特例申請

以下の4つの条件に適合した場合に、特例申請が出来ます。

①土壤汚染検知検査補助事業の交付決定を受けていること。

②危険物の規制に関する規則に定める地下タンク等の漏れの点検でタンクと配管を気相部微加圧検査などで一括して行い異常が認められたが、異常箇所がタンクか配管か不明であること。

③上記②の検査実施日を含めて10日以内であること。

④土壤汚染検知検査補助事業と同じ検査事業者が地下埋設タンク・配管二次検査補助事業を実施すること。

1) 地下埋設タンク・配管二次検査補助事業事前申込書（様式16号）と別紙（土壤汚染検知検査「異常あり」報告書）に必要事項を記入の上、石油組合（石油組合員のみ）、全石連へFAXする。（検査実施日を含めて10日以内）

2) 全石連より、申込内容確認後地下埋設タンク・配管二次検査補助事業事前申込受理書をFAXします。申込受理書を受理後、検査を実施できますので、速やかに実

施してください。

※「事前申込受理書」を受理前に消防申請や検査を実施してしまうと、補助金を受けることができませんので十分注意して下さい。

3) 交付申請書（様式1号）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、石油組合または全石連へ提出。（全石連から「事前申込受理書」を受取った日を含めて10日以内に全石連に必着）

4) 交付申請書の添付書類

- A. (別紙) 地下埋設タンク・配管二次検査補助事業
- B. 地下埋設タンク・配管二次検査補助事業事前申込書及び別紙（土壤汚染検知検査「異常あり」報告書）（原本）
- C. 異常があったことを記載した地下タンク等定期点検実施結果報告書（写し）検査結果データ
- D. 見積書→土壤汚染検知検査補助事業を実施した検査事業者の見積書（原本）
- E. 作業工程がわかる書類
- F. 給油所平面図・・・・・・実測図の写しを添付して下さい。また、検査する地下タンクを○で囲んで、位置、種類、油種、容量を明記して下さい。
- G. 貸上げを行うことを示す書類（任意提出）

*前年度比又は前年比1.5%以上の貸上げを行う事業者が対象となります。
詳細は様式をご確認ください。

*予算額を超える申請があった場合は、受け付けた申請のうち本資料の提出があつた申請者から優先的に交付決定を行います。

※ 事前申込書及び交付申請書は、提出期日を越えると特例申請の取り扱いができないくなり、通常申請で再度提出することとなります。

2. 通常申請

土壤汚染検知検査補助事業の交付決定を受けていない場合や、検査日より10日を超えてしまった場合など、特例申請の条件に適合しない場合は、通常申請となります。

交付申請書（様式1号）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、石油組合または全石連へ提出して下さい。

- A. (別紙) 地下埋設タンク・配管二次検査補助事業
 - B. 異常があったことを記載した地下タンク等定期点検実施結果報告書（写し）検査結果データ
 - C. 見積書（2社以上・原本）
- ※一重殻タンクは気相部・液相部の単価をそれぞれ記載ください。
- D. 全ての見積事業者の資格認定証（財団法人全国危険物安全協会の地下タンク等定期点検認定事業者）の写し
 - E. 請負検査事業者の甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状の写し
 - F. 中小企業者であることを証明する以下の書類

- ① 資本金の額又は出資の総額で証明する場合
商業登記簿謄本写し（申請日より3ヶ月以内のもの）
- ② 従業員数で証明する場合
法人・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）
個人・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）
所得税青色申告決算書写し（前年度分で税務署の受付印があるもの）等
＊卸売業として申請する場合は上記書類と併せて、卸売業の証明書（以下等）を添付。「生産揮発油品質維持計画認定変更にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明並びに品質維持誓約書」写し（有効期限内のもの）又は、「揮発油の品質確保に関する契約書」写し（有効期間内のもの）等
- ③ 申請者が法人の場合、「みなし大企業」（2ページ「*中小企業者とは」に記載の①または②に該当する者）でないことを証明する以下の書類
法人税確定申告書（別表1）……………直近過去3か年分
同族会社等の判定に関する証明書（別表2）…………直近

G. 申請給油所の品質確保法の給油所の登録書類

*次のいずれかの書類を揃えて下さい。

- (ア) 申請給油所の「揮発油販売業（変更）登録申請書」の写しと「揮発油販売業者（変更）登録通知書」の写し
(イ) 申請給油所の「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定申請書」写しと「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定書」写し（いずれも有効期限内のもの）
(ウ) 上記以外の同様の内容を証明する書類

H. 液相部検査を実施する場合は(財)全国危険物安全協会が認定する性能評価書の写し

I. 作業工程がわかる書類

J. 給油所平面図 ・・・・・・ 実測図の写しを添付して下さい。また、検査する地下タンクを○で囲んで、位置、種類、油種、容量を明記して下さい。

K. 貸上げを行うことを示す書類（任意提出）

*前年度比又は前年比で1.5%以上の貸上げを行う事業者が対象となります。
詳細は様式をご確認ください。

*予算額を超える申請があった場合は、受け付けた申請のうち本資料の提出があった申請者から優先的に交付決定を行います。

*全石連では申請書の内容を確認し、交付決定を行っております。「交付決定通知書」を受理後、検査を行ってください。

○令和4年度より補助金申請システム「Jグランツ」での申請も受け付けます。Jグランツを利用するにはGビスIDの取得が必要です。Jグランツでの申請方法等の

詳細は、J グランツに掲載している事業者クイックマニュアルを参照してください。
<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>

VII. 実績報告書について

1. 実績報告書の提出について

補助事業が完了したとき（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から30日以内に実績報告書（様式10号）のご提出を厳守下さい。

また、最終提出日は当該年度の2月10日（全石連必着）です。

2. 実績報告書の添付書類

①（別紙1）、（別紙2）地下埋設タンク配管二次検査補助事業

②検査事業者からの請求書の写し

③振込依頼書の写し、又は領収書の写し

（他の支払金と一括での支払いの場合は本会が求める証憑類）

*金融機関からの振込手続きで、代金支払額から送金手数料を差引いた場合は、検査業者への代金支払額が値引き扱いとなります。

従いまして補助金の額が減額されますので、ご注意ください。（送金手数料は、補助金の対象にはなりません）

*金融機関のオンライン振込システムを利用して支払った場合は、金融機関に振込処理を行った際の一覧表を印刷したもの。（振込日、振込先、振込人、振込金額、振込手数料等のわかるもので、振込が行われた日以後のものを印刷してください。）

*手形や小切手による支払いの場合は、手形や小切手の写し及び決済されたことが分かる書類（当座勘定照合表等）をご提出ください。また、回し手形による支払いについては補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

④消防納付金を支払った場合は、その領収書の写し

⑤異常箇所を特定した時点の点検実施結果報告書、及び検査データ

⑥写真

①検査を実施する給油所の全景写真と給油所の社名、給油所名、住所の何れかが確認できる写真各1枚を添付して下さい。

②検査作業中の写真

作業写真はカラー写真とし、ホワイトボード等に検査実施日、社名、給油所名、油種、タンクNo.を記入の上、二次検査を実施したタンクを工程ごとに写して下さい。また、電子小黒板については、営繕工事写真撮影要領（令和3年3月31日 国営建技第23号）3.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用すること。な

お、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。使用するソフトウェアについては以下に限定します。写真余白欄等にソフトウェアのメーカー、製品名を記載してください。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア

（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

⑦地下埋設タンクと配管の分離工事を実施した場合は以下のもの

1. 工事発注書及び受注書、又は工事契約書の写し

2. 消防機関に提出した書類として

①「危険物施設変更許可申請書・仮使用承認申請書」写し（変更内容がわかるもの）

②「変更許可証・仮使用承認書」写し

③「危険物取扱所完成検査申請書」写し

④「危険物施設完成検査済証」写し

又は

消防の受付印がある「提出資料」写し

*全石連では実績報告書類の内容を確認して最終的な補助金の金額をお知らせする「補助金額確定通知書」を送付します。

VIII. 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと

送付された「補助金額確定通知書」の金額を確認して下さい。

調査代金の値引きや、申請した検査内容と異なる検査を実施した場合は交付決定通知書に記載されている金額から減額されます。

「支払請求書」に必要事項を記入の上、申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連へ速やかに提出して下さい。

IX. 補助金の入金

全ての手続きが終了してから、概ね2ヶ月～3ヶ月以内に補助金が交付されます。

X. その他の注意事項

補助金の申請書及び実績報告書等は5年間の保管義務があります。

この間、国に対し提出を求められることがありますので、大切に保管ください。

* 申請窓口・問合せ先一覧

お問い合わせは、SSの所在する石油組合又は全石連 環境・安全対策グループへ

組合名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
北海道石油商業組合	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6-3-47 石油会館	011-822-8111	011-811-7498
青森県石油商業組合	038-0012	青森市柳川1-4-1 青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400	017-722-1421
岩手県石油商業組合	020-0875	盛岡市清水町14-12 盛岡商工会議所会館2階	019-622-9528	019-654-0112
宮城県石油商業組合	980-0802	仙台市青葉区二日町12-6 宮城県石油会館	022-265-1501	022-264-1072
福島県石油商業組合	960-8153	福島市黒岩字林ノ内5 福島県石油会館	024-546-6252	024-546-6253
秋田県石油商業組合	010-0951	秋田市山王3-7-21 秋田県石油会館	018-862-6981	018-862-2591
山形県石油商業組合	990-0071	山形県山形市流通センター3-6-2	023-664-2821	023-625-2885
新潟県石油商業組合	951-8131	新潟市中央区白山浦1-636-30 中小企業会館3階	025-267-1321	025-233-1514
長野県石油商業組合	381-0034	長野県長野市大字高田365-1	026-217-6740	026-217-6733
群馬県石油商業組合	371-0845	前橋市鳥羽町35-5 群馬県石油会館	027-251-1888	027-251-1771
栃木県石油商業組合	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館3階	028-622-0435	028-622-0472
茨城県石油商業組合	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13階	029-224-2421	029-224-2461
千葉県石油商業組合	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館	043-246-5225	043-242-0172
埼玉県石油商業組合	350-0011	川越市久下戸3682-1 埼玉県石油会館	049-235-5111	049-235-5101
東京都石油商業組合	100-0014	千代田区永田町2-17-14 石油会館4階	03-3593-1421	03-3593-0336
神奈川県石油商業組合	231-0031	横浜市中区万代町3-5-3	045-641-1351	045-662-9408
静岡県石油商業組合	422-8052	静岡市駿河区緑が丘町1-3 静岡県石油会館1階	054-282-4337	054-286-6598
山梨県石油商業組合	400-0032	甲府市中央4-12-21 甲府法人会館3階	055-233-5850	055-232-5044
愛知県石油商業組合	460-0024	名古屋市中区正木3-2-70 愛知県石油会館	052-322-1550	052-322-5080
三重県石油商業組合	514-0009	津市羽所町700 アスト津7階	059-225-5981	059-226-5543
岐阜県石油商業組合	500-8281	岐阜市東鶴1-3-2 岐阜県石油会館	058-271-2903	058-271-2905
富山県石油商業組合	939-8183	富山市小中710 富山県石油会館	076-429-8811	076-429-8820
石川県石油商業組合	920-8203	金沢市鞍月5-177 AUBEⅡ 4階	076-256-5330	076-238-3330
福井県石油商業組合	918-8014	福井市花堂中1-3-40 福井県石油会館	0776-34-3151	0776-34-0132
滋賀県石油商業組合	520-0047	大津市浜大津4-1-1 明日都浜大津4階	077-522-7369	077-523-1005
京都府石油商業組合	612-0026	京都市伏見区深草堀田町10-1 京阪藤の森ビル8階	075-642-9733	075-642-9301
大阪府石油商業組合	530-0054	大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレースビル5階	06-6362-2910	06-6362-2914
奈良県石油商業組合	630-8114	奈良市芝辻町85-10 奈良県自由民主会館3階D室	0742-26-1800	0742-27-4611
和歌山県石油商業組合	640-8243	和歌山市徒町17 和歌山県石油会館	073-431-6251	073-431-8693
兵庫県石油商業組合	650-0024	神戸市中央区海岸通2-2-3 サンエービル5階	078-321-5611	078-321-5615
岡山県石油商業組合	700-0953	岡山市南区西市110-1	086-246-2040	086-246-2151
広島県石油商業組合	732-0824	広島市南区の場町1-7-20 広島県石油会館	082-261-9431	082-264-1022
鳥取県石油商業組合	683-0853	米子市両三柳2778-4	0859-21-1400	0859-21-1401

島根県石油商業組合	690-0048	松江市西嫁島 3-5-25 島根県石油会館	0852-25-4488	0852-27-8544
山口県石油商業組合	754-0002	山口市小郡下郷 2216-1 泉ビル 301 号	083-973-4400	083-973-4402
徳島県石油商業組合	770-0901	徳島市西船場町 3-9-1 産交ビル 2 階	088-622-6406	088-655-0248
高知県石油商業組合	780-8031	高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-831-0439	088-833-9988
愛媛県石油商業組合	790-0064	松山市愛光町 1-24 えひめ石油会館	089-924-3856	089-923-4735
香川県石油商業組合	760-0018	高松市天神前 10-5 高松セントラルスカイビル 8 階	087-833-9665	087-833-9665
福岡県石油商業組合	812-0034	福岡市博多区下呂服町 1-15 ふくおか石油会館	092-272-4564	092-281-0507
大分県石油商業組合	870-0034	大分市都町 3-6-26 大分県石油会館	097-533-0235	097-533-0237
佐賀県石油商業組合	840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-22-7337	0952-25-0974
長崎県石油商業組合	850-0035	長崎市元船町 2-8 元船さくらビル 5 階	095-826-4181	095-826-0649
熊本県石油商業組合	860-0862	熊本市中央区黒髪 1-11-10 東鋼ビル 3 階	096-285-3355	096-345-1335
宮崎県石油商業組合	880-0013	宮崎市松橋 1-10-8 宮崎県石油会館	0985-24-7775	0985-26-0600
鹿児島県石油商業組合	890-0064	鹿児島市鴨池新町 5-19 鹿児島県石油会館	099-257-2822	099-253-1578
沖縄県石油商業組合	901-0405	島尻郡八重瀬町字伊霸 228	098-998-1871	098-998-1875
全国石油商業組合 連合会	100-0014	東京都千代田区永田町 2-17-14 石油会館	03-3593-5834	03-3593-5830